

平成17年6月27日
兵警総例規甲第15号

警察署協議会委員の委嘱等に関する事務取扱要領を下記のように定め、平成17年7月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、警察署協議会委員の委嘱等に関する規程（平成13年兵庫県公安委員会訓令第4号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の委嘱等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の委嘱等

1 候補者の推薦

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、公安委員会が新たに委員を委嘱する必要があるとき、又は委員の任期が満了するときは、管轄区域内に住居又は勤務地を有する者及び自治体、学校その他業務上地域の安全に関する問題に日常的にかかわりを有する団体の関係者で、かつ、地域の安全に関する問題について意見、要望等を述べるにふさわしい者のうちから候補者を選考の上、警察署協議会委員推薦書（様式第1号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦（総務部総務課（以下「総務課」という。）経由）をするものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により候補者を推薦するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 特定の居住地域、所属組織、年齢層、性別等に偏ることのないようにすること。

イ 自治体、学校、自治会等関係機関・団体からの意見又は推薦について考慮すること。

2 委員の委嘱

(1) 署長は、委員の委嘱が決定されたときは、公安委員会から送付される委嘱状（規程別記様式）を当該委員に交付するものとする。

(2) 署長は、前記(1)の規定により委嘱状を交付したときは、警察署協議会委員名簿（様式第2号）を作成するものとする。

第3 委員の解嘱等

1 署長は、警察署協議会条例（平成13年兵庫県条例第27号）第4条第3項に規定する解嘱事由に該当することを認知したときは、警察署協議会委員解嘱事由認知報告書（様式第3号）により、速やかに本部長に報告（総務課経由。以下同じ。）をしなければならない。

2 署長は、委員の解嘱が決定されたときは、公安委員会から送付される解嘱通知書（様式第4号）を当該委員に交付するものとする。

第4 委員の辞職等

1 署長は、委員が辞職を申し出たときは、辞職願（様式第5号）の提出を求め、警察署協議会委員辞職願受理報告書（様式第6号）に当該辞職願を添えて、速やかに本部長に報告をしなければならない。

2 署長は、委員の辞職が承認されたときは、公安委員会から送付される辞職承認書（様式第7号）を当該委員に交付するものとする。

第5 補欠の委員の委嘱等

前記第2の規定は、委員の解嘱又は辞職に伴う補欠の委員の委嘱等について準用する。

第6 開催結果の報告等

署長は、協議会の会議が開催されたときは、警察署協議会議事録（様式第8号）を作成するとともに、警察署協議会開催結果報告書（様式第9号）により、速やかに本部長に報告をするものとする。